

株式会社セルヴィス 介護福祉士実務者研修（通信）課程 学則

（設置目的）

第1条 「株式会社セルヴィス 関西医療福祉アカデミー 介護福祉士実務者研修（通信課程）」（以下研修）は、介護福祉士を目指す受講者の資格取得を支援することを目的とする。

（名称）

第2条 研修の名称は「株式会社セルヴィス 関西医療福祉アカデミー 介護福祉士実務者研修（通信課程）」という。

（位置）

第3条 本施設の所在地は 大阪府大阪市西区西本町 1-1-5 本町ギボービル 2階に置くものとする。尚、面接授業も下記において実施する。

①本町会場 本町ギボービル 2階

大阪府大阪市西区西本町 1-1-5

②生駒会場 介護老人保健施設グランファミリア 1階

奈良県生駒市小明町 1130-111

③大正会場 介護老人保健施設悠の里 1階

大阪市大正区小林 2-6-15

（修業年限）

第4条 修業年限は6月(または6月以上)とする。

但し、次の研修修了者は修業年限を1月以上とする。

介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（1級・2級・3級）、

介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修

（定員及び学級数）

第5条 入所定員は、1学級の定員を20名とし、一開講期に同時に開講する学級数は1学級とする。

（養成課程及び履修方法）

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表の授業概要の通り、通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

尚、養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「国指針」という。））別表5に定める内容に準拠する。

（科目免除）

第7条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」（平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働

省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表2「認定科目について」において定めるところにより、科目を免除することができる。

(休業日)

第8条 休業日は次の通りとする。

年未年始 12月29日～1月3日

(入所時期)

第9条 入所時期は、各コース開講日とする。

(入所資格)

第10条 入所資格は原則申し込み先着順とする。面接授業を受講可能な者であって、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

(入所者の選考)

第11条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(入所手続)

第12条 入所手続は、受講申込書に、本人であることを証明できる書類(健康保険証、免許証の写し等)及び介護に関する研修(訪問介護員1級及び2級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程に限る。)を修了している場合は修了証明書の写しを添付することとして、手続を行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第13条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

尚、前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第14条 学習の評価は、科目ごとにテキストに則った課題を賦課し、その添削を行うことにより、国指針に定める到達目標の修得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

面接授業の場合においては、授業開始から10分以上遅れた場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第16条に規定する補講を受講しなければならない。面接授業の全てに出席し、介護課程Ⅲの実技評価を受けた者であること、及び医療的ケアの演習の所定回数を満たし、手順通りにできていることが確認できた者でない限りは、履修認定しないものとする。尚、本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標

に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

本研修を修了した者には、修了証明書を交付する。

(受講料)

第 15 条 本研修の受講料は、第 4 条及び第 7 条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。(消費税含む)

- | | |
|---------------|-----------|
| 一 無資格者、3 級課程 | 128,000 円 |
| 二 訪問介護員 2 級課程 | 98000 円 |
| 三 介護職員初任者研修 | 98,000 円 |

別途テキスト代 14,080 円 (日本医療企画 8 冊：消費税含む)

尚、開講中止になった場合は受講料及びテキスト代の返金に応じること、または次回研修の費用に充てることで対応する。受講生からの解約の申し出があった場合の返金については、開講前の場合はその全額を返金するが、開講後については返金できないものとする。

(補講)

第 16 条 面接授業を欠席した場合は、別日に補講を受講することにより出席とする。

補講料は、1 時間あたり 2,000 円とする。

(教職員の組織)

第 17 条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(賞罰)

第 18 条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者
- 三 研修施設の物品を故意に毀損する、無断で持ち出す者

(その他の事項)

第 19 条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、令和 2 年 4 月 11 日から施行する。

(別表 1) 科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数	時間数	履修方法
人間の尊厳と自立 (5)	5	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答(送信)させ、通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ (5)	5	同上
社会の理解Ⅱ (30)	30	同上
介護の基本Ⅰ (10)	10	同上
介護の基本Ⅱ (20)	20	同上
コミュニケーション技術 (20)	20	同上
生活支援技術Ⅰ (20)	20	同上
生活支援技術Ⅱ (30)	30	同上
介護過程Ⅰ (20)	20	同上
介護過程Ⅱ (25)	25	同上
発達と老化の理解Ⅰ (10)	10	同上
発達と老化の理解Ⅱ (20)	20	同上
認知症の理解Ⅰ (10)	10	同上
認知症の理解Ⅱ (20)	20	同上
障害の理解Ⅰ (10)	10	同上
障害の理解Ⅱ (20)	20	同上
こころとからだのしくみⅠ (20)	20	同上
こころとからだのしくみⅡ (60)	60	同上
医療的ケア (50)	50	同上
合 計	405	

指定規則に定める科目及び時間数	本施設時間数	履修方法
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習 (-)	5	面接授業にて履修する。
介護過程Ⅲ (45)	45	面接授業にて履修する。
合 計	50	

(別表 2) 他研修等の修了認定に基づく履修免除

科目	時間数	介護職員初 任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他全 国研修
			1 級	2 級	3 級		
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解 I	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解 II	3 0		免除			免除	
介護の基本 I	1 0	免除	免除	免除		免除	
介護の基本 II	2 0		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	2 0		免除			免除	
生活支援技術 I	2 0	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術 II	3 0	免除	免除	免除		免除	
介護過程 I	2 0	免除	免除	免除		免除	
介護過程 II	2 5		免除			免除	
発達と老化の理解 I	1 0		免除			免除	
発達と老化の理解 II	2 0		免除			免除	
認知症の理解 I	1 0	免除	免除			免除	認知症実 践者研修
認知症の理解 II	2 0		免除			免除	
障害の理解 I	1 0	免除	免除			免除	
障害の理解 II	2 0		免除			免除	
こころとからだのしくみ I	2 0	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみ II	6 0		免除			免除	
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	5 0 2 0H						喀痰吸引 等研修
介護過程 III	4 5					免除	
合 計	450+20H	320+20H	95+20H	320+20H	420+20H	50+20H	